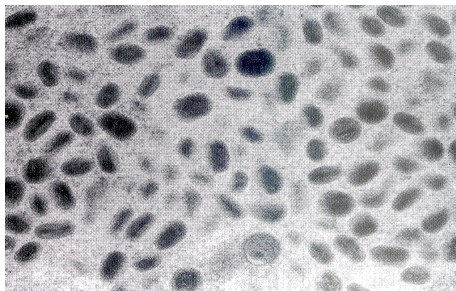


診療所だより 平成 27年（2015年）7月

「伝染性軟属腫」、いわゆる「水いぼ」の話

「伝染性軟属腫（でんせんせいなんぞくしゅ）」とは、基本的に良性疾患のウイルス感染症の一種です。一般に「水いぼ」ともいわれています。

ポックスウイルス科の「伝染性軟属腫」（以下「水いぼ」）ウイルスが皮膚について増えたもので、通常は子供の病気です。それほど感染力はなく、「水いぼ」自体、良性の「いぼ」です。成長する段階で「水いぼ」を起すウイルスに対する免疫力ができてくるので、子供特有の病気と言えます。



「水いぼ」ウイルスの電子顕微鏡写真（図 上）

ポックスウイルスはレンガ型あるいは卵形をしたウイルスですが、全長が220～450nm（インフルエンザウイルスはだいたい100nmほど）もある大きなDNAウイルスです。通常のDNAウイルスは感染細胞の酵素を借りて核内で増殖しますが、ポックスウイルスはDNA複製に必要な酵素のほとんどを自前で持っているので細胞質内で増殖を行うことができます。



直径1～3mmくらいの白い塊（これがウイルスの塊です）を含んだ表面が滑らかな「いぼ」が、胸・わきの下・肘・ひざなどにできます。大きいものではえんどう豆大になることもあります。よく見ると中央にくぼみがあります（図 右）。痒みを伴うこともあります。1個だけのことは少なく、大ききの異なる「いぼ」が数個から数十個くらい出来るのが普通です（図 右上）。

伝染力は本来強くありませんが、「いぼ」が破れて中のウイルスが飛び散るとそれに触れたほかの皮膚や他人に移り感染（接触感染）します。アトピーなどで皮膚が傷つきやすい人には感染し易いとされています。大人ではほとんど出来ることは少なく、子供でも小学校1～2年の年齢では余り見かけなくなります。



「水いぼ」の排除に関係する抵抗力の強い子供は放っておいても自然に治癒し、1年以内に95%の人が（平均6～7ヶ月）自然に治癒すると言う報告があります。しかし、抵抗力の弱い子供では、放って置いても自然治癒しないことがあります。

治療について

「半年～1年くらいで、自然に治癒するので自然に治るのを待つ！」医師が大勢の様です。しかし、それまでには長期間を要するため、周囲の小児に感染することなどを考慮して治療の対象になることがあります。単純に個数では判断できませんが、5個以上に増加したら危険信号です。増加の傾向が認められたら早期に治療しましょう。

治療の基本は、＜除去＞が選択肢の1番です。トラコーマピンセット（図右）などの特殊なピンセットで白いウイルスの塊を他の皮膚に感染がうつらないように配慮しつつまんできり除かれます。処置をする前に「ペンレステープ」（局所麻酔薬のテープ）を「水いぼ」に貼っておくと、痛みが軽減されますが、保険上の制限など（*）があります。



他に液体窒素療法、硝酸銀ペーストで灼く。スピール膏を貼る。「イソジン」を塗布する、などの治療法があります。

ヨクイニン「薏苡仁」、はと麦茶の内服も効果があると言われています。

* 「ペンレス」テープを使用できるのは4歳以上の小児で、1回の処置につき2枚までです。十分な麻酔の効果が現れるまで約1時間を要します。麻酔薬を含んだテープ剤ですので、まれにアナフィラキシーといったアレルギー症状を起こす場合があります。

「水いぼ」の子供はプールに入れないのですか？

まだまだ幼稚園・保育園側から、「水いぼがある間は、プールには入らないでください」と言われることもある様です。また、プールの季節の夏が近づくと、「水いぼ」の治療に医療機関を受診する頻度が多くなる様です。

しかし、**同じプールに入っただけでは感染はしない**と言われています。すなわち、プールの水などによる間接的な伝染はないと考えられています。むしろプールの水の中では皮膚の表面を常に塩素殺菌をしているようなものです。通常の塩素濃度でウイルスはすぐに死んでしまいます。

「水いぼ」がうつるのはプールの水の中ではなく、肌を露出した子供が一緒にいて接触する可能性のある更衣室やプールサイドの方であるという意見があります。「水いぼ」の場合、**タオル、ビート板や浮き輪の共有は避ける必要**があります。

健全な皮膚であれば単に付着するだけでは「うつる」恐れはなく、伝染しやすいのは微細な「キズ」があるとか、「肌荒れ」や「湿疹」などがある部位といえます。

「水いぼ」の子供がプールに入る際には以下のようなことに気をつける必要もあります。

- ◎ 入水前に水道水シャワーで洗い流しておくこと
- ◎ プール活動終了時には、水道水シャワーで塩素を十二分に洗い流しておくこと
- ◎ 上がりのタオルを共用しないこと
- ◎ ビート板など、皮膚がこすれる器具類を共有しないこと
- ◎ プール学習後は下着を着替えましょう

学校保健法施行規則が一部改正され、平成11年4月1日より施行されています。それにより、「水いぼ」は単に**「通常登園停止の措置は必要ないと考えられる伝染病」**とされたのみならず、**「原則としてプールを禁止する必要はない」**ということも公に認められました。

しかしながら、直接皮膚に固着することによって発生する感染症です。幼稚園、保育園での生活で不必要に感染を広げない配慮は必要です。感染しやすい皮膚の状態のケアに留意し、肌荒れや湿疹などが生じたら早急に対処するようにすることも予防法となります。

プールよりも日常の遊びの中でうつる可能性の方がずっと高いと考えられ、「水いぼ」が他の園児と触れたりしないようにTシャツを着たりして直接患部を露出しない様に努めることも重要です。

図は、「ちかかね皮膚科」ホームページ、「図説皮膚疾患講座 3 腫瘍、隆起を主徴とする皮膚疾患」＜メディカルビュー社＞から引用しました。

この「診療所だより」や診療についてのご意見・ご要望などをお気軽にお寄せください。
これからの参考にさせていただきます。

編集・発行： 勝山諄亮

勝山診療所

〒639-2216 奈良県御所市343番地の4(御国通り2丁目)

電話：0745-65-2631